

在シエムリアップ領事事務所の取り扱い業務について

平成30年1月12日

在シエムリアップ領事事務所の取り扱い業務についてのお知らせです。

在シエムリアップ領事事務所においては、引き続き必要な設備・機器の整備を進めているため、大使館で行われている領事業務を全て行うためには暫く時間がかかる見通しです。

当面の取り扱い業務は、具体的には、邦人保護、在留届、在外選挙、戸籍・国籍事務、証明事務、旅券事務（*本邦にて作成するため約2ヶ月間ほど必要）となります。査証の発給などの業務については現在取り扱っておりません。また、その他の業務についても通常より大幅に時間を要するものがあります。暫くの間、ご迷惑をおかけ致しますが、ご理解の程よろしくお願い致します。ご不明な点等ございましたら、以下のメールもしくは電話にてお問い合わせください。

電話：063-963801～3

領事事務所メールアドレス

consul.jp@online.com.kh

（このメールアドレスについては4月頃まで使用予定）